

<遺産分割調停を申し立てる方へ>

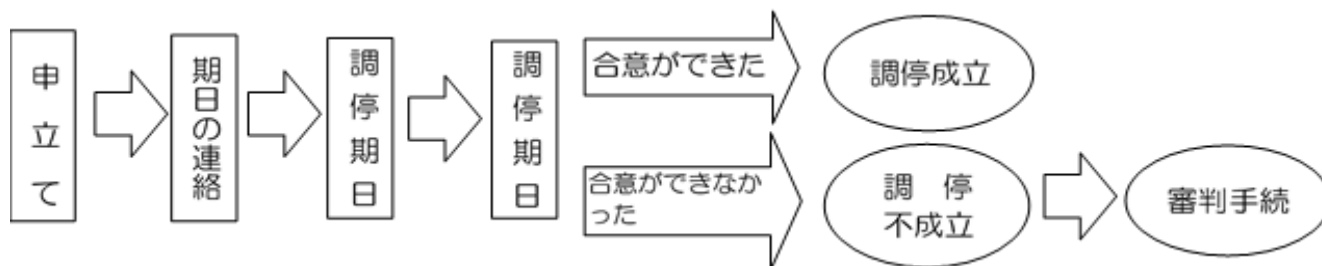
1 概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の中で話合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話合いが進められます。

なお、話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入ってください。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聞きながら話合いを進めていきます。調停手続は非公開で行われ、当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。



2 申立てに必要な費用（郵便局で購入してください。）

- 収入印紙：被相続人1人につき、1200円
- 連絡用郵便切手：140円×相手方人数分、84円×20枚、20円×20枚、10円×20枚、1円×20枚

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分
 - 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用（控え）を作成してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 事情説明書1通
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本（相続人の範囲によって提出する範囲が異なります。法定相続情報一覧図の写しの提出によって代えることもできますが、その場合も必要に応じて、戸籍謄本（全部事項証明書）等の提出をお願いすることがあります。）

ア 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合

被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

ア、イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、代襲者と本来の相続人(被代襲者)との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

□ 被相続人の戸籍附票又は住民票除票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)

□ 相続人全員の戸籍謄本、戸籍附票又は住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)

□ (遺産に不動産があるとき) 不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書

□ (作成されているとき) 遺言書の写し、遺産分割協議書の写し

※ 戸籍謄本等の証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 戸籍等の原本還付を希望する場合には、還付を希望する戸籍等の写しを用意し、戸籍等の原本と写し、別添の原本還付申請書を提出してください。なお、原本は、担当者による照合等が済み次第、返還します。

(2) 調停進行中の提出書類等

次の書類を第1回調停期日までに可能な限り提出してください。

□ 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)

→ 相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの。

※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(3) 提出方法

遺産分割調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として裁判所提出分1通と相手方の人数分の通数の写し(例えば、相手方5名の場合、裁判所分も入れて合計6通が必要)を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

※ 上記提出方法は遺産分割調停での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。